

使用許諾

ライセンス取得にあたっての注意事項:

このたびは弊社ソフトウェア・プロダクトをお買い上げ頂きありがとうございました。このソフトウェアをご使用になる前に、必ず以下の使用許諾契約書を入念にお読み下さい。

このソフトウェアの全部もしくは一部をインストールし、あるいはコピーして使用するに際しては、お客様がこの契約書に定められた全ての事項に同意頂けることが前提となります。

この使用許諾契約は交渉を通じて書面化され署名あるいは記名押印された他のあらゆる約定と同様に、ドイツ連邦共和国の法律の下で設立され同国フリードリヒスドルフに所在するマクソン・コンピューター有限会社を許諾権者（以下「ライセンサー」と呼びます）とし、有償無償を問わずこのソフトウェアを入手して自らのために使用する個人ユーザーあるいは法人等であるお客様が被許諾者（以下「ライセンシー」と呼びます）となって、ライセンサーおよびライセンシーの間で締約されることになります。

ライセンシーとなられるお客様が以下に掲げる許諾条件に同意頂けない場合には、このソフトウェアをインストールすることができませんので、付属のドキュメントその他一式を含めてライセンサー（あるいは購入頂いた販売店宛）にお返し下さい。

継続して行われる製品開発によって、以前の製品と現行の製品では相違する部分が生じることがあり、結果として、新旧バージョン間で部分的もしくは全体としての互換性を維持できない場合も起こり得ます。旧バージョンの使用は、ファイル変換を目的として行う場合に限り認められますが、新旧両バージョンを同時に使用することは認められません。また、現行仕様に適合させるうえでファイル変換を実行しなければならないという事実をもって、これをソフトウェアの欠陥あるいは不備とすることはできません。このソフトウェア登録に際しては、これらの点についてお客様にご了解頂くものとします。

1. 総則

この使用許諾契約の下でライセンサーはライセンシーに対して、同梱のソフトウェア・プロダクトのほかユーザーマニュアルならびに付帯するドキュメント（以下においてはこれらを一括して「本件ソフト」と呼びます）を用いて、ライセンシーが私的目的あるいは業務目的のために1台のコンピューターで本件ソフトを使用することができる非独占的ライセンスを許諾します。この使用許諾契約は、本件ソフトに係わる所有権を付与するものではなく、本件ソフトそれ自体およびライセンシーに移転することのない権利の全ては、ライセンサーに帰属しています。

2. 定義

本件契約において用いられる語の定義は、以下のとおりとします。

本件契約： 全体が完結した契約条項を備え正式な合意書面となったこの使用許諾契約を指します。

クライアント： ネットワークを経由して他のコンピューター・システムサーバへのリモートサービスをアクセスするアプリケーション・システムを指します。

コンポーネント： 本件ソフトを構成するソフトウェアプログラム（モジュール構成の有無を問わず）、見本画面、アセット、付属品、ユーザーマニュアルその他ドキュメント等の構成要素を指します。

コンピューター： 本件ソフトがインストールされる実際のハードウェア機器を指し、パソコン本体、ハードディスク・ドライブ、USBスティック、外部ディスク装置その他、本件契約の下で購入された本件ソフトによる一連の動作命令を受けてデータ処理を行うあらゆるハードウェア機器を含むものとします。

コピー： 収録される媒体やプリントアウトその他の態様にかかわらず、本件ソフトの一切の複製物を指します。

著作権： 本件ソフトの違法な複製や伝送、改変あるいは譲渡や貸与その他、ソフトウェア創作者の意に反した行為を防止すべくライセンサーに留保された権利を指します。

知的財産権： 知的財産権とは、著作権のほか本件ソフトに関連するトレードシークレットの保全を含むライセンサーの法的権利を指し、ライセンサーの独占権を表わすものです。以下においては「ライセンサーの権利」と表現される場合もあります。

ライセンス： ライセンシーに対して、ライセンサーの権利を非独占的に許諾するものであり、本件契約の定めるところに従って、期間の定め無く本件ソフトの使用を認めることを意味します。

ライセンシー： 本件ソフトの購入取得もしくは合法的にライセンスを取得した個人または団体等を指します。

ライセンサー： マクソン・コンピューター有限会社を指します。

NFR： ライセンサーによって販売促進用に再販売業者あるいは他の特定の顧客向けに提供される本件ソフト非売品コピーを指し、それらは一般的にアップグレード版がリリースされてもアップグレードの対象にはならず、またサポートも含まれません。これらは再販売の許諾対象ではなく、譲渡等の移転は認められません。

アウトプット： 本件ソフトによって作成されるユーザーのデータファイルを指します。

事前頒布バージョン： 商品としての実際の発売前に特定ユーザーグループに対して限定的に提供されるソフトウェアを指し、本件ソフトの確定バージョンとしては動作しないものを指します。設定されている諸機能およびデフォルト値等は、確定バージョンにおいて変更され得るものとなります。

登録コード： ライセンサーがライセンサーに対してユーザー登録を行った後に、ライセンサーに対して付与されるユーザーIDを指します。

サーバー： ネットワーク接続下で稼動し、サーバー・アプリケーションを提供するコンピューターを指します。

ソフトウェア： 本件契約の下でライセンスされるコンピューター・プログラムのほか、ユーザーマニュアルおよび付属するドキュメント類を指し、それらが収載されている媒体を問いません。

ソフトウェアの移転： 有償無償を問わず、ライセンサーが本件ソフトを第三者に販売あるいは交付のほか貸与することも含まれます。

テクニカルサポート： 本件ソフトの使用に際してユーザーが特定の問題を解決するのを助けるために本件ソフトに用意される支援サービスを指します。

アップデート： 発見されたバグやその他の障害を修復するために、ライセンサーから完全なライセンスを取得したライセンサーに対して無償で提供されるパッチおよびサービスパックを指します。

アップグレード： システムのアップデートもしくはその機能・性能等の改善のために、最新版あるいは改良版によって本件ソフトを置換えることを意味するものとする。

使用： ユーザーが本件ソフトを動作可能な状態にすることを意味します。

ユーザー： 契約条項に基づいて、購入取得したライセンスの行使を認められた個人または団体等を指します。通常は、ライセンサーがユーザーであり、ボリュームライセンスにあっては、ライセンサーの管理に服して本件ソフトの使用が許される者がこれに該当するほか、ライセンサーが教育機関であると認定された場合の特例があります。

ボリュームライセンス： マクソン・キーライセンス・サーバーによって管理される本件ソフトのネットワーク用ライセンスを指します。購入取得したとみなされるユーザーライセンスの数が特定され、少なくとも2つ以上のユーザーライセンスから構成されます。

3. 本件ソフトの使用

(1)本件ソフトは、インストール用の手順書と、インストール後90日間の使用を可能にするための仮登録コードと共に引渡されます。ユーザーはインストール用の手順書に従って登録コードの交付を受けるための手続きをしなければなりません。ユーザーが個人データを含むコンタクト情報を、電話、郵便、電子メール経由で直接、もしくはオンライン登録フォームで提示することが求められます。

(2)ライセンサーは、本件ソフトへの不正なアクセスを回避するために、随時、登録コードの割当てを管理運営する権限を有しているほか、ユーザーもしくはユーザーの属する団体等に登録コードの割当てが不可能な場合に、本件契約に基づく全てのサービスを直ちに打切る権限を持ちます。ライセンサーは、ライセンサーの管理運営措置に対して適切に協力する義務を負うものとします。登録によって、最終的な登録コードがライセンサーのアドレスに送達されます。ライセンサーはこれらのデータを秘密情報として厳格に管理するほか、ライセンサーも同様に、自らに付与された登録コードの全てを秘密情報として厳格に管理するものとします。

ユーザーによる如何なる使用に際しても、本件契約において規定される許諾条件のほか、購入取得時に書面あるいは他の態様で取り交わされた約定に従うものとします。このことは、特に本件契約、保証、仕様あるいは本件ソフトに含まれるその他の情報の修正についても適用され、それらも集約されて本件契約と一体になるものとします。

(3)ライセンサーは、本件ソフトを自らの使用に供するコンピューターで使用することができます。ライセンサーは別のコンピューターに本件ソフトをインストールしようとする場合には、それまでに使用したコンピューターから本件ソフトを消去しなければなりません。2台以上のコンピューターにおいて時期を同じくしてインストールし使用することは、ライセンサーから事前に書面による同意を得た場合を除いて、認められません。

(4)ライセンサーは、本件ソフトを使用するためにコピーが必要である限りにおいて、本件ソフトのコピーを作成することができます。必要と見なされるコピーとは、本件ソフトをオリジナルのディスクからライセンサー側のハードウェアであるマス・ストレージ媒体にインストールすることであり、同様にプログラムをRAMにロードすることを指します。また、ユーザーにもバックアップ用のコピーを作成する権利が付与されます。但し、バックアップ用コピーの作成と保管は唯一のものに限定され、ライ

センスされた本件ソフトのバックアップ用コピーとして特定されるものでなければならぬほか、複数のコピー作成と保管は認められません。このバックアップ用コピーを除いては、その他の如何なるコピーも許されず、プログラムコードを印字したハードコピーを作成することや、形態・媒体を問わずドキュメント類を複写することも認められません。

(5)ライセンサーは本件ソフトに関連してインターネット・ベースのサービスを提供することがありますが、ライセンサーは随時これらのサービスを切替え、あるいは打切る権限を有するものとします。ライセンサーはこれらのサービスを変更したり、第三者の利害に影響を及ぼし得るような方法で使用することは認められません。ライセンサーによる不適切な使用があったときには、即座に排除されるものとします。

4. ボリュームライセンスおよびネットワーク操作

(1)ボリュームライセンスの購入取得による場合には、ライセンサーは内部ネットワーク上で複数台のコンピューターに本件ソフトをインストールすることが認められます。但し、併行して本件ソフトの使用が認められるユーザーの合計数は、購入取得したボリュームライセンスに基づくライセンスの数を上回ることはできません。

(2)ボリュームライセンスのライセンサーは、自らのユーザーに対して契約内容を周知させると共に、その遵守を課す義務を負います。ライセンサーは、本件契約の下で自らのユーザーの行為に対して責任を負うものとします。

5. 特別な条件

(1)事前頒布コピーのための特別な条件

取得した本件ソフトがNFR版であるか、あるいはNFRソフトウェアを含む事前頒布バージョンであるときは、本件契約の他の規定に加えて本項の規定が適用されるものとします。事前頒布バージョンは本件ソフトの確定バージョンに相当するものではないため、場合によってはデータの消失あるいはハードウェアの誤動作等を引き起こす欠陥や不具合が発生することもあります。ライセンサーは、これらを確定バージョンとすべく発展させる義務あるいは商業ベースで販売し得るようにする義務を負うものではありません。事前頒布バージョンはそのコピーも含めて、ライセンサーから要求があったときには全てを消去もしくは返却しなければならず、ライセンサーの求めに応じて消去した場合には、その事実を書面によって通知しなければなりません。事前頒布バージョンの如何なる使用も全てユーザー自身のリスクに帰するものであり、この点に関するライセンサーのあらゆる保証や責任は免除されるものとします。

(2)テスト版ソフトウェア、デモ用バージョン、試用者用ソフトウェア、サンプル (NFR) のための特別な条件

取得されたソフトウェアがテスト版あるいはデモ用バージョンもしくはNFRサンプルコピーであるときは、本項の規定が適用されます。テスト版あるいはデモ用バージョンはその機能面が限定されており、デモンストレーションもしくはテスト目的のみに供されるものとします。テスト版あるいはデモ用バージョンの如何なる使用もユーザーのリスクに帰するものであり、この点に関するライセンサーのあらゆる保証や責任は免除されるものとします。

NFRライセンスは、ユーザーに対してアップデートやアップグレードのための無償コピーを供与するものではありません。NFRライセンスを移転することは、有償であるか無償であるかを問わず禁止されています。

(3)一時的な機能を備えたソフトウェア

取得された本件ソフトが限られたランタイムを前提とする場合には、一定期間経過後あるいは事前に決められたインストール後のスタート回数を経た後に、機能を停止することになります。また、この一時的なライセンスは、購入取得に基づくフル・ライセンスの締結に切替えられない場合には、自動的に期間満了となります。この場合、一時的なライセンスによって得られたアウトプットのバックアップ用コピーの作成はライセンサーの責任であり、ライセンサーは処理結果やデータ消失等に関して如何なる責任も負わないものとします。

(4)教育機関用のソフトウェア

購入取得された本件ソフト（それがこの目的で制作されたものであるか否か、あるいは教育機関において学生によって使用されることを前提とするか否かにかかわらず）が教育機関で使用されようとする場合、ライセンサーが教育機関であると認定されれば、それぞれユーザー（すなわち個々のユーザーと教育機関）に限りて使用することが認められます。教育機関への適用の条件は、書面による個別の契約によって設定されます。教育機関は、購入取得したライセンスの数だけが使用され、アクセス制限に服するものであることを確実にする責任を負うものとします。

(5)学生用バージョン

学生と教師は、教育機関におけるメンバーたる身分が証明されていることを条件に（有効な学生証あるいは在籍証明、IDカードほか身分証のコピー等を証拠として）、学生用バージョンを購入取得することができるものとします。学生・生徒および教員向けの本件ソフトのライセンス契約が別途用意されており、その中にライセンスの詳細と必要事項が規定されています。

6. コピー禁止と他の制限事項

本件契約に明記されている場合を除いて、本件ソフトのコピーは禁止されています。本件ソフトの正規のコピーは、その著作権

や他の財産権に係わる表示をソフトウェア内部あるいは外部に明示しなければなりません。

本件ソフトは、全体として一つのソフトウェアの形態で構成されて提供され、数々のアプリケーションおよびプログラムならびにコンポーネントで構成されていて、各種のプラットフォームあるいは言語をサポートし、また様々なデータ記録媒体で引渡され、一つのソフトウェア集合体としてコンピューター上で使用されるものです。このことは、本件ソフトを構成する個々のコンポーネントが異なるコンピューター上で使えないということを黙示的に意味するものではありません。従って、本件契約において明言するまでもなく、本件ソフトのコンポーネントをモジュール分割したり再パッケージングし、それらを販売もしくは移転あるいは再販売することは当然に禁止されています。

7. 移転

(1) ライセンシーは、本件契約によって付与されるライセンスをレンタルあるいはリースもしくは再リースの対象とすることはできず、また如何なる方法でも本件ソフトやドキュメント類の使用に課金することはできません。ボリュームライセンスについては、ボリュームライセンス全体を譲渡することはできますが、ボリュームライセンスから個々のライセンスを分割して譲渡することはできません。また、ボリュームライセンスのライセンシーは、社屋外において一時的に限定された時間内で個々のライセンスを行使することができますが、それはライセンシー自身の業務目的の範囲に限定されるものであり、自らの管理の下でライセンス行使に全責任を負う間に限られます。

ライセンシーはライセンサーに対して、如何なる移転についても書面で通知し、新たなユーザーの住所・氏名を開示しなければなりません。これに加えてライセンシーは、自らのもとに如何なるドキュメントのコピーやライセンスされた本件ソフトに関わるバージョンも残していないことを宣誓するものとします。

(2) ライセンシーは本件契約を遵守すべき義務を負い、本件ソフトの移転に先立って、ライセンシーは新たなユーザーに対してこれら契約内容を知らせなければなりません。もし本件ソフト移転の際にライセンシーが使用許諾契約の条項を手許に保有していないときは、ライセンサーからその写しを改めて入手する義務を負い、これに要する費用はライセンシーの負担となります。

(3) ライセンス移転の後には、ライセンシーの本件ソフトに係わるライセンスは失効するものとします。

(4) ライセンシーは、新たなアップデート版あるいはアップグレード版を取得した後は、ライセンスを移転させることができず、また、従前の登録コードとライセンスに基づく使用权は直ちに失効することになります。

(5) 本件ソフトが有償無償を問わず輸出され他国へ販売あるいは移転される場合には、ライセンシーは個々の輸出規則に関する情報を入手しそれに従う義務を負うものとします。これは特に米国向けに効力を有する通商禁止ルールに対して適用されます。これによって拘束を受ける個々の事案については、インターネットの

<http://www.treas.gov/offices/enforcement/ofac/programs>から入手可能であり、欧州連合（EU）については、インターネットの

http://www.ausfuhrkontrolle.info/bafa/en/export_control/index.htmlを参照下さい。ライセンスがEU域内で購入取得されたものではない場合、ライセンシーは自国に適用される輸出規則に関する情報を入手しなければなりません。

8. 本件ソフトの改編および変更

(1) 提供されたソフトウェア・コードの解析やり・コンパイルその他リバース・エンジニアリングを含めた本件ソフトの如何なる改編および変更は、厳に禁止されます。

(2) コピープロテクトや安全対策システム等の付加的機能についても、これらを解除するなどの改変を行うことは許されません。

(3) 著作権表示や登録コードあるいは他のソフトウェアID等を取去ったり変えてしまうことは許されません。本件ソフトはライセンサーに帰属し、その構成・編成ならびにコード等はライセンサーのトレードシークレットであり、著作権法ならびに国際条約で保護されています。本件契約は、ライセンシーに対して、本件ソフトに関連する如何なる知的財産権の取得を容認するものではありません。

9. アップデートとアップグレード

本件ソフトに係わるアップデート版およびアップグレード版を入手するに際しては、ユーザーが旧バージョンの有効なライセンスを保有していることが必要です。アップデート版またはアップグレード版そして全ての旧バージョンが同一のコンピューターにインストールされていて、旧バージョンが第三者に移転されていないか、もしくは旧バージョンに対するライセンサーの全ての義務はアップデート版もしくはアップグレード版の提供を以って消滅することを承知している他のコンピューターのライセンシーに移転されていなければ、アップデート版あるいはアップグレード版のインストール後においてもこれら旧バージョンを使用する正当な権限が付与されます。

また、継続して行われる製品開発によって、以前の製品と現行の製品では相違する部分が生じることがあり、結果として、新旧バージョン間で部分的もしくは全体としての互換性を維持できない場合があります。旧バージョンの使用は、ファイル変換を目

的として行う場合に限り認められますが、新旧両バージョンを同時に使用することは認められません。また、現行仕様に適合させるうえでファイル変換を実行しなければならないという事実をもって、これをソフトウェアの欠陥あるいは不備とすることはできません。このソフトウェア登録に際しては、これらの点についてお客様にご了解頂くものとします。

10. 限定的保証

本件ソフトが無償でユーザーに引渡される場合、下記のとおり「現状渡し」に関する保証条項が適用されます。

保証の不請求

民事諸法において認められる範囲内で、当該国の国内法が適用されます。ライセンサーから「現状渡し」として引渡される本件ソフトは、機能・性能上の瑕疵に対する保証が無いほか、如何なる理由に起因する損害に対しても求償権が排除されます。これによって、明白であると暗黙であることを問わず、また法律で規定されているか否かに関わり無く、一例を挙げれば名義変更の保証や非侵害の保証、暗黙の保証、関税の扱いもしくは市場性の条件、特定目的への適合性ならびにウィルス不存在的の保証その他は、ライセンサーに対して求めることができません。ライセンサーは、「現状渡し」とされる本件ソフトが中断やエラー無く、あるいはユーザーの特別な要求にも応じて動作することを保証するものではありません。

これに対して、本件ソフトの引渡しがライセンス料の支払を前提とするものであれば、以下の限定的な保証が適用されることとなります。

ライセンサーはライセンシーに対して、本件ソフトがユーザー登録の日から90日間、通常の使用状態にあつては物理的にも練度に関わり無く正常に動作するものであることを保証します。この以外には、本件ソフトは「現状渡し」と同じ扱いになります。このような限定的な保証の下でのライセンシーの救済とライセンサーの責任は、ソフトウェア提供媒体の交換もしくは支払われたライセンス料の返却のいずれかの選択によって果たされるものとします。本件ソフトに関する暗黙の保証は90日間に限られますが、幾つかの国または州あるいは裁判管轄地においては暗黙の保証に係わる期間の限定が認められないため、当該地においては上記規定は適用されません。この限定的な保証は、ライセンシーに一定の法的権利を付与しますが、その他については国または州ごとに異なるものとなります。

本件契約に定めが無い場合、市場性、特定目的への適合性、非侵害に係わる暗黙の保証を含め、明記されあるいは暗に示される条件や表明ならびにその保証は、それが法的に無効とされる場合を除いて、求めることができないものとします。

11. 有限責任

たとえライセンサーがその懸念を指摘されていたとしても、本件ソフトの使用あるいは使用不能なことに関連して発生した如何なる収入や利益の逸失あるいはデータの消失その他の損害に対しては、それが特殊なケースであれ、間接的または必然的あるいは付随的なものであれ、信頼性の理論に関わり無く発生して夥しい損害となっても、法的に禁止されない範囲においてライセンサーは免責されるものとします。

過失を含めた契約関係における民事責任その他、ライセンシーに対してライセンサーが負う責任は、本件契約の下でライセンスの対価としてライセンシーから支払われた金額を上回ることが無いものとします。このような責任範囲の限定は、前項に定めた保証が本質的な目的を満たさないものであったとしても、適用されるものとします。但し、幾つかの国または州あるいは裁判管轄地においては、付随的あるいは必然的な損害を対象から除外することが認められないため、有限責任に係わる上記約定の一部はライセンシーに適用されない場合もあるものとします。

ライセンシーが欧州連合において本件ソフトを購入取得し使用する場合には、次のセクションは当該ライセンシーに適用されないものとします。

12. 地域的な制限

(1)法律によってこれに反する定めが無い限り、ライセンシーは本件ソフトもしくはその一部を、本件ソフト仕向国の外に出すことはできないものとします。

(2)ソフトウェア登録は、本件ソフト仕向国の外からは受け付けられません。従って、本件ソフトはインストール後90日間といえども動作不能になります。

(3)仕向国以外への本件ソフトの移転は、有効な移転とは認められません。

(4)仕向国以外に移転された本件ソフトはアップグレードできません。仕向国以外に移転された本件ソフトのオンラインによるアップデートは、本件ソフトを動作不能な状態に保留することになります。

(5)仕向国以外に移転された本件ソフトに対するサポート請求は受け付けられません。

13. テクニカルサポート

ライセンサーは、登録初日から起算して365日間、テクニカルサポートを提供するものとします。従前のバージョンが未だにインストールされていない場合あるいは本件ソフトが他に移転された場合には、テクニカルサポートは本件ソフトの最も新しいバージョンならびに最新版の一つ前のバージョンに対してのみ提供されるものとします。テクニカルサポートは、本件ソフトの

インストールへの技術的助言および支援として位置づけられます。特定のユーザー側システム環境への互換性・適合性に係わるものについては、如何なる種類の問題であっても直接もしくは間接のプロジェクト・サポートは対象外とします。ライセンサーが更に個別あるいは拡張されたサポート・サービスを受けたいと望む場合には、ライセンサーとの間で別途サポート契約を締結するものとします。

14. 権利侵害

ソフトウェアがライセンサーからライセンシーに有償で提供される場合、本件契約の下で引渡された本件ソフトに起因して第三者から権利侵害のクレームを受けたときには、ライセンシーが以下各号に従うことを条件として、ライセンサーは全てのクレームに対してライセンシーを守るものとします。

- ライセンシーはそれを知るに至った場合、直ちにライセンサーに書面で通知すること。
- 当該クレームに対する防御についてライセンサーと協働すること。
- 当該クレームに対する防御そして/または補償について、全面的な決定権をライセンサーに委ねること。

ライセンサーは、和解に入った場合、防御そして/または和解の費用のほか法廷で算定された損害額を負担するものとします。

もしそのような事態が発生しあるいは切迫している場合には、ライセンサーは、本件ソフトを変更する権限、あるいは本件ソフトにおいて問題となった構成要素を、第三者の権利を侵害すること無く機能面でも同等となる他の構成要素によって置き換えるために必要なライセンスを取得する権限を持つものとします。

以下いずれかの場合においては、ライセンサーは第三者の権利侵害について責任を負わないものとします。

- ライセンシーあるいは第三者のドラフト、仕様書、指示書あるいは技術情報が、ライセンサーへの書面による事前相談無しに適用された場合。
- ライセンシーあるいは第三者が、本件ソフトや対応するドキュメントに対して変更を加えた場合。
- ライセンサーの仕様書やドキュメントに規定された指示が守られていない場合。
- 本件ソフトが、他のソフトウェアやライセンサーから承認されていない第三者のサービスと結合して、ライセンシーによって使用された場合。

ライセンサーは、本項において明確に規定されていない第三者への権利侵害に係わるその他のクレームについて、一切の責任を負わないものとします。

15. 秘密保持/秘密情報

ライセンシーは、本件ソフトとそのドキュメントとりわけ登録コードを第三者によるアクセスから防護するために、適切な手段を講じる義務を負います。また、ライセンシーは、本件ソフトまたはドキュメントを複製しあるいは他人に開示することはできません。

ライセンシーは、これらの義務が果たされなかった場合に発生する損害に対して責任を負います。これらの義務は、ライセンシーの従業員あるいはライセンシーが本件ソフトの使用を一任した他の者に対しても等しく適用される所であり、ライセンシーはこれらの者にも同じ義務を課すものとします。ライセンシーは、故意または過失を問わずこれらの義務を果たさなかったために発生した損害の全てについて、ライセンサーに賠償する責任を負います。これらの義務はまた、ライセンシーの登録コードが交付されることになるドキュメントについて特に適用されます。無許可の第三者に対するライセンシーの登録コードの開示は如何なる場合も禁じられ、その不遵守が何らかの損害に対するクレームを惹起した場合には、ライセンシーがその責任を負うものとします。

ライセンシーはまた、自らに開示された他の情報についても守秘義務を負います。秘密情報とは、本件契約の下で本件ソフトに関連して受取ったもの、あるいは本件契約の内容のうち公知ではないもの、もしくは本件契約締結前後に他の情報源からライセンシーに開示されたものではないあらゆる情報を含みます。

16. 名義留保

ライセンサーは、本件ソフト引渡に際して適切な支払いが完了するまでの間、あるいは小切手払いの際の決済日のように契約締結後に遅れて到来する支払確定時までの間は、本件ソフトに係わる所有権を留保できる権限を持ちます。

手形による支払はできません。

ライセンサーによる名義留保は、契約の撤回であるとは見なされないものとします。

17. 運送中のダメージ

ライセンシーは、本件ソフトについて運送中に発生したダメージを発見したときには速やかに書面によって運送業者に通知すると共に、その写しをライセンサーに送る義務を負います。全ての航送に対してはライセンサーが保険を掛けるものとします。

18. データ保護

ライセンサーは、顧客登録の目的と本件ソフトの適正な使用を管理運営するために、ライセンシーの個人データをデータ保護に係わる法令に則って保管するものとします。これらのデータは上記の目的のためにのみ使用され、第三者にはアクセスさせないものとします。ライセンサーは、ライセンシーからの求めに応じて、保管されているライセンシー本人に係わるデータを随時知らせるものとします。各国はデータ保護に係わる特別法を整備するところです。

19. 雑則

(1)本件契約は契約当事者の全ての権利と義務を含むものですが、ここではライセンサーとライセンシーの間における別途の約定は包含していません。本件契約の如何なる修正や変更は書面によってなされるものとし、契約当事者双方によって署名されなければなりません。これは書式の廃止についても適用されるものとします。

(2)ライセンサーは本件契約の規定の遵守をチェックする権限を与えられているものとします。如何なる会計監査も通常の執務時間内にライセンサーの費用負担で行なわれるものとします。特にボリュームライセンスやネットワークの場合には、所要のライセンスが購入取得され適正なライセンス料が支払われていたか否かを検証するうえで会計監査は役立つものです。支払われたライセンス料が適正ではなかったことが会計監査によって判明した場合には、相応の支払が遅滞なく行われなければならない、以降の支払も正しく適時になされなければならないとします。そしてこのような場合にライセンサーは、会計監査に要した経費を妥当な額を以って補償されるものとします。

20. 適用法

ライセンシーが米国で本件ソフトを購入取得し使用する場合には、裁判管轄に係わる次の規定がライセンシーに適用されるものとします。

(1)本件契約に関する如何なる法律行為も、カリフォルニア州法とアメリカ合衆国連邦法の規定するところに服するものとし、「裁判籍に関する法選択の余地無きルール」が適用されます。本件契約は、「国際動産売買契約に関する国連条約」に依拠しないものとし、その適用は明確に排除されます。本件ソフトがアメリカ合衆国政府によって、あるいは政府のために、もしくは政府系の元請業者あるいは下請業者によって取得されるときには、本件ソフトおよび付帯するドキュメントに係わる政府の権利は本件契約にて述べるとおりであり、48 CFR 227.7201から227.7202-4(Department of Defense(DOD) acquisition用)ならびに48 CFR 2.101および12.212(非DOD acquisition用)に則ります。

(2)本件契約の下で引渡される全てのソフトウェアおよび技術データは、米国輸出規制法に従うものであり、また他国での輸出あるいは輸入に係わる規則に従うものとなります。ライセンシーはこれらの法律および規則に厳格に従うことに同意し、ライセンシーへの引渡後に求められることになる輸出・再輸出あるいは輸入のためのライセンスを取得する責任を持つものであることを了解願います。

ライセンシーが欧州連合あるいは世界の他地域で本件ソフトを購入取得し使用するときは、裁判管轄に係わる以下の規則がライセンシーに適用されます。

本件契約はドイツ法に準拠し、裁判管轄地はフランクフルト・アム・マインの管轄裁判所とします。本件契約は「国際動産売買契約に関する国連条約」に依拠しないものとし、その適用は明確に排除されます。

ライセンシーが帰属する国の法律が外国の裁判管轄の適用を容認しないこともありますので、その場合にはライセンシーが帰属する国の該当する規則が適用されるものとします。

21. 終了

本件契約は、ライセンシーの債務不履行あるいは不完全履行に対してライセンサーが猶予期間を与えてその履行を求めたにもかかわらず当該期間経過後なお完遂されないときは、自動的に終了するものとします。上記の理由によって終了した場合には、ライセンシーは本件ソフトおよび全てのドキュメントをライセンサーに返還する義務を負います。更に、ライセンサーの求めに応じて、ライセンシーは本件ソフトの如何なるコピーもコンピューター上あるいはデータ記録媒体あるいは記憶装置上に保有していないことを宣誓供述し、これを書面で提出しなければならないとします。

22. 一部無効の可分性

本件契約のいずれかの部分において無効あるいは実施不能であることが判明した場合、条理に則り有効且つ実施可能として残る部分に対しては、その効力に影響を及ぼさないものとします。

23. 情報提供と通知

ライセンシーは、本件契約に関して不明な点があるとき、あるいは本件契約に基づく行為として通知を発するほか、理由の如何を問わずライセンシーとの連絡を望むときは、下記宛に書面を送付するものとします。

MAXON Computer GmbH

Max-Plank-Str. 20

D-61381 Friedrichsdorf

Germany

北米および南米地域は、

MAXON Computer Inc.

2640 Lavery Court, Suite A

Newbury Park, CA 91320

USA

英国およびアイルランドは、

10 Doolittle Mill

Froghall Road

Amphill

Bedfordshire MK45 2ND

United Kingdom

www.maxon.net

最寄りのサプライヤー所在地でも喜んでお受け致します。

ドイツ国

フリードリヒスドルフ

2008年8月25日